

オバマ政権と議会： 経済刺激法案審議と金融安定化策

滝井 光夫 *Mitsuo Takii*

桜美林大学 経済・経営学系 教授
(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

要約

オバマ政権は、米国が大恐慌以来の経済危機に陥っているさなかに誕生した。その置かれた状況は1933年に就任したルーズベルト大統領 (FDR) と近似している。FDR は就任演説でニューディール政策には言及しなかったが、圧倒的な議会の支持を得て最初の100日間で銀行改革法から全国産業復興法まで15本の法律を制定した。一方、オバマ大統領の100日間は、まず大統領権限をフルに活用した脱ブッシュ化の推進および喫緊の課題である経済刺激法案の成立で最初の大きな山場を乗り越えた。次は、第2の経済課題である金融システム安定化策の実施、さらにいまだ手付かずの医療制度の抜本的な改革など山積する課題に取り組んでいく。

2月17日オバマ大統領が署名した総額7,870億ドルの経済刺激法案(2009年米国回復再投資法)によって、早期に景気が回復するわけではないが、急速な雇用減少の歯止めとはなろう。しかし、GDPの1割に達する財政赤字の影響も懸念される。本論では政権発足後4週間、2月中旬までの展開を検証し、オバマ政権の成果と今後を展望する。

はじめに

オバマ大統領の就任宣誓では憲法第2条第1節第8項に規定された35文字¹が一部読み間違えられるとい

うハプニングがあったが、続いて行われた 19 分間の就任演説は見事であった。建国来の歴史を辿りながら現在の「危機」的状況を述べ、国民に解決への努力と協力を呼びかけた。

政策課題も就任演説としては広範に示された。経済危機からの脱却、住宅・雇用の拡大、道路・橋・送電網 (electric grids)・デジタル回線の建設、科学技術の復興、太陽・風力・大地のエネルギー利用、時代の要請に合った教育の改革、市場管理の必要性、強固な同盟関係、謙虚さと自制に基づく安全保障の達成、イラクからの撤退とアフガニスタンにおける平和構築、核の脅威の削減、地球温暖化阻止、イスラム世界に対する共通の利益と相互の尊敬に基づく新たな方向の模索、貧困国への協力一。こうした目標設定にブッシュ政権時代とは明らかな価値観と政策の転換が示されている。

1. ブッシュ時代との決別

オバマ大統領が宣誓就任した 1 月 20 日の正午、ホワイトハウスのホームページ <http://www.whitehouse.gov/>

のスタイルがガラリと変わり、ブッシュ政権の姿は跡形もなくなった²。就任演説のなかでオバマ大統領は「今日から、われわれは自らを奮い立たせ、ほこりを払い落として米国を作り直す仕事 (the work of remaking America) を再び始めなければならぬ」と述べたが、これはブッシュ時代との決別宣言でもある。ホームページの変化もその一例であろうが、政策面でも大きな転換が進められた。

まず 1 月 20 日、最初の大統領宣言が出された。この宣言は、新政権が誕生したこの日を「再生と和解の日」(A National Day of Renewal and Reconciliation) とし、米国再建という共通の目標に対する献身を国民に呼びかけたもので、人種、宗教、党派の違いを超えて進むという自らの信念を大統領として改めて表明したものである。

次いで 21 日、連邦政府の透明性と開かれた政府のための具体策を 120 日以内に作成するよう行政管理予算局 (OMB) 長などに指令し、22 日にはグアンタナモのテロ容疑者収容所の 1 年以内の閉鎖、CIA に対する尋

間方法の制限強化、イラク撤退計画の作成などを命じた。さらに 24 日には、家族計画を促進する非政府組織に対する連邦資金の提供を禁じたメキシコシティ・ポリシー³の撤回、26 日にはカリフォルニア州が求めている新車に対する独自の厳しい排ガス規制を認めるよう検討する措置および 2011 年型車の燃費基準を強化する措置をそれぞれ発表した。

これまでカリフォルニア州には大気清浄法 (Clean Air Act) の適用免除 (ウエイバー) として、連邦基準を超える独自の環境規制が認められてきたが、ブッシュ政権下の連邦環境保護局 (EPA) は 2007 年 12 月、同州が求める排ガス規制の強化を容認すれば、全米の環境規制に統一性がなくなるなどとして同州の要請を拒否した⁴。

オバマ大統領の今回の措置は改めて EPA 長官にブッシュ政権によるウエイバー適用拒否の評価を求めたものだが、リサ・ジャクソン新 EPA 長官によってブッシュ政権の決定が覆されることは明白である。なお、排ガス基準がカリフォルニア州と同一であれば他の 16 州⁵にもウエイバ

ーが適用される結果、全米の乗用車および軽トラック市場の半分が新たな排ガス規制を受けることになる (2009 年 1 月 27 日付の電子版ニューヨーク・タイムズ。以下、NYT 09.1.27 と表記)。

もうひとつの 2011 年型車に対する燃費基準の強化には、次のような背景がある。

2007 年に成立したエネルギー独立・安全保障法 (EISA) は、メーカー毎の全車両平均燃費 (a combined fuel economy fleet average) を 2011 年型車 (乗用車と軽トラック) から引き上げ、2020 年型車は 1 ガロン当り最低 35 マイル (1 リットル当りで計算すると 15 キロメートル) とすると規定している。

燃費基準は、新車が発売される少なくとも 18 ヶ月前、2011 年型車であれば 2009 年 3 月 30 日までに全米高速道路交通安全局 (NHTSA) が官報に告示しなければならないが、ブッシュ政権は何もせずに任期を終えてしまった。このためオバマ大統領は、EISA に準拠する 2011 年型車の燃費基準を EPA 長官と協力して 3 月 30 日までに官報に発表するよう運

輸長官に命じたわけである。

前政権との相違は1月30日に発表された「ミドルクラスのためのタスクフォース」の設置にもみられる。バイデン副大統領をヘッドとするこのタスクフォースは、ブッシュ政権下で見過ごされてきたミドルクラスを経済政策の中心に据え、教育、労働、子供の養育などの面から、彼らの生活の質の改善を図ることを目的としている。バイデン副大統領は1月30日付のUSA Todayの投書欄に設置の狙いを書いている⁶。なお、8年前の1月29日ブッシュ大統領は Cheney 副大統領をヘッドとする後に大きな問題となった「エネルギー・タスクフォース」を発表しているが、オバマ大統領の今回の発表はこれを意識していることは間違いない (NYT 09.1.30 The Caucus)。ミドルクラス・タスクフォースの第1回は2月27日、フィラデルフィアで「グリーン・ジョブ：力強いミドルクラスへの道」をテーマにして開催される。

2. 最初の 100 日間

上述のように、大統領が自らの権限の範囲内で改革を進めることは容易だが、立法措置を伴う改革となると簡単ではない。喫緊の課題である経済再建、金融機関の再生と制度改革、国民皆保険制度の実現はすべて議会の協力にかかっている。オバマ政権が法案制定でどう成果を挙げるか、それを測る目安がフランクリン・ルーズベルト第32代大統領（以下、FDR）の「最初の100日」である。

FDRの時代背景とは全く異なるものの、誕生した新政権と議会は蜜月関係にあるとの想定から、この「最初の100日」はその後誕生した政権の政策達成度を測るひとつの尺度にもなっている。オバマ政権は1930年代の大恐慌に匹敵する経済危機のさなかに誕生しただけに、FDRの実績との比較は特に意味がある。

FDRの最重要課題はフーバー政権から持ち越された銀行危機の解決であった。FDRは1933年3月4日に就任すると翌日行政命令 (executive order) を発出してすべての銀行の営業を4日間停止した。続

いて、大統領命令を法制化するため大統領宣言（**Presidential Proclamation**）によって第 73 議会を 4 日後の 3 月 9 日に召集した⁷。

同日、下院に緊急銀行法が提出され、委員会での公聴会も審議もなく、そのまま上院に送られた同法案は 3 時間後には上院を 73 対 7 で可決され、1 時間後に FDR は署名した。この間わずかに 6 時間たらずだったという⁸。銀行が再開されると、預金を引き出す人より預金する人の方が多くなった。

この成功に続いて政府職員給与の 15%引き下げを実施し、以後ニューディールのための法律が次々と成立する。農業調整法（**Agriculture Adjustment Act**、1933 年 3 月 16 日法案提出、同 5 月 12 日成立）によって作付制限と政府補償で農村救済を行い、テネシー川流域開発公社（**TVA**、同年 4 月法案提出、5 月 18 日成立）によって同流域 32 ヲ所に多目的ダムが作られ、大量で安価な電力が供給された。さらに全国産業復興法（**National Industrial Recovery Act**、同年 6 月 16 日成立）は生産制限と価格統制を実施し、労働者に団体交渉権

を与えるとともに最低賃金を定め、労働時間を制限した。

議会開会日から会期終了日の 7 月 15 日まで（審議は翌早朝にまで続いたので 16 日を含め、かつ議会休会日を除く）100 日間に FDR は議会に 15 本のメッセージを送り、議会はこれに全面的に答えて 15 本の法律を制定した。なお、法案の提出順位はあらかじめ決められたものではなく、準備ができたものから、議会に周到な根回しを行った後、順次提案したという⁹。

オバマ政権の場合、2009 年 1 月 6 日に開会された第 111 議会第 1 会期の党派別構成は下院が民主党 257、共和党 178、上院はそれぞれ 58（無党派 2 を含む）、41（ミネソタ州の 1 議席は未決定）である¹⁰。

民主党はクリントン大統領が就任した 1993-94 年の第 103 議会第 1 会期以来実に 16 年ぶりに上下両院で多数を制したが、残念ながら上院の勢力は共和党によるフィリバスター（議事妨害）を阻止するには 2 人足りない。民主党が議事進行の主導権を握るうえで、これは決定的な弱点であり、ルーズベルト政権下の第

73 議会第 1 会期に比べると (図 1)、民主党多数といってもその程度はかなり見劣りする。

オバマ政権の「最初の 100 日」は 1 月 21 日から数え、休会日を除くと 7 月 13 日に到来する¹¹。その日までに懸案がどの程度達成できているかは、その後のオバマ大統領の政権運営に重大な影響を及ぼす。その審判は 2 年後の中間選挙で下されることになる。

3. 経済刺激法案の審議

オバマ大統領の最初でかつ最大の課題は大胆、迅速な経済対策の実施である。オバマ次期大統領は当選から 3 週間後の 11 月 25 日、経済運営の要となる財務長官にガイトナー¹²・ニューヨーク連銀総裁を指名し、政策立案の総括役である国家経済会議 (NEC) 議長にサマーズ元財務長官を任命した。さらに翌 26 日、経済対策と金融市場安定化の 2 課題について大統領に助言する経済諮問会議 (PERAB, President's Economic Recovery Advisory Board) の新設を発表し、同時にその議長にインフレファイター

として著名なボルカー元 FRB 議長を任命した。

同日の発表¹³で、経済諮問会議がアイゼンハワー政権の外国情報諮問会議 (PFIAB) をモデルとして作られ、次のような狙いをもっていることが説明された。つまり、ワシントンにおける政策立案はともすると外界から孤立し、国内全体の状況を正確に把握せずに行われるおそれがある。このため、企業、労働、学界など各界の代表者が率直に意見を交わす場を作り、そこで十分に練った意見を新政権の経済政策に反映させるプロセスが必要であるとの判断である。

発表後、経済諮問会議が開かれたとは報じられていないので¹⁴、今回の景気対策はサマーズ、ガイトナー、さらに経済諮問委員会 (CEA) のクリスチーナ・ローマー委員長 (UC バークレー経済学教授)、経済諮問会議のスタッフ・ディレクターおよびチーフエコノミストを兼務する CEA 委員のオースタン・グールズビー (シカゴ大学経済学教授)、さらにバイデン副大統領の経済顧問ジャレッド・バーンスタイン¹⁵などを中心

とする経済チームと議会民主党幹部によって作成されたと思われる。この間、マーチン・フェルドシュタイン、ローレンス・リンゼーなど共和党系のエコノミストの意見も聞いている (NYT 09.1.21 “As Outlook Dims, Obama Expands Recovery Plans”)

景気対策案は、まず1月8日オバマ次期大統領がその概要を発表し¹⁶、続いて1月15日下院民主党の発表ではじめて総額が8,250億ドルであることが明らかにされた。対策の規模は昨年12月中旬で5,000~6,000億ドル、今年の年初段階で少なくとも7,750億ドル (NYT09.1.4 “Obama Considers Major Expansion in Aid to Jobless”) と伝えられたが、最終段階でGDP比6%の規模となった。

オバマ大統領は就任後毎週土曜日ラジオ放送を行い、この演説はホワイトハウスのホームページに動画とテキスト付きで発表されるが、1月24日の第1回演説(時間は約4分半)で景気対策の骨子を述べるとともに、「私は1ヵ月以内に法案に署名することを希望している」と述べた。景気対策は、同26日に今議会最初の法案として下院に提出された。法案は

全体で647頁もある膨大な「2009年米国回復再投資法」H.R.1 American Recovery and Reinvestment Act of 2009 (以下、現地新聞報道でEconomic Stimulus Billと呼ばれるのに合わせて「経済刺激法案」と表記)である。

大統領などの説明によると、同法案のポイントは次のとおりである。

- ①景気対策は医療、教育、失業者・困窮家庭支援、インフラ投資、クリーンエネルギー開発、および家庭と企業への減税からなる。
- ②今後2年間で300~400万人の雇用の創出を目標とする。ただし、景気刺激と雇用創出だけが目標ではなく、競争力のある21世紀型経済の基礎を構築することも目指す。
- ③総額8,250億ドルは3分の1を減税、3分の2を財政支出とする。法案成立後1年半で総額の75%を実行する。
- ④ひも付き予算 (earmarks) も議員のための地元対策予算 (pork barrel) も一切認めない。法案はクリスマスツリー化¹⁷させない。法律は完全な透明性と説明責任をもって実行する。実施状況は新設の

サイト <http://www.recovery.gov> に示し、全体を「経済回復法説明責任透明性会議」が監視する。

1月26日提出された景気対策法案は早くも28日に下院本会議で票決に付され、賛成244（民主党244、共和党0）、反対188（同11、177）で可決された（可決された予算規模は8,190億ドル）。しかし、共和党からの賛成は皆無で、民主党から11人が反対に回った。共和党の支持を得て超党派で法案の成立を望む大統領は23日と27日の2回議会に出向き、共和党幹部を説得し、妥協案も示唆したが効果はなかった。

共和党の反対理由は主に次の点にある。①低所得者への減税ならよいが、民主党案の中核である所得税税額控除（勤労者500ドル、夫婦1000ドルの“Making Work Pay” tax credit）および所得税を納められない低中所得層に対する税額控除は認められない。②減税規模が小さすぎる。③代替ミニマム税（AMT）の各種控除がインフレ連動となっていないため対象者が年々拡大することに対応したAMTの軽減措置が含まれていない。④予算規模が過大で財政赤字の拡大

が懸念される。⑤経済危機のなかで妨害者とは見られたいはないが、共和党を团结させるためには安易な妥協はできない（NYT 09.1.24, 26, 28, 29）。

結局、景気対策の規模だけではなく、財政支出を拡大しようとする民主党と減税規模の拡大を優先する共和党の対立、低所得者減税に対する根本的な思考の相違などが調整を非常に困難にした。この間、上院財政委員会は1月27日代替ミニマム税（AMT）の軽減措置などを含めた案（総額8,870億ドル）を14対9で可決したが、上院本会議が上院案を票決に付したのは2月10日であった。

4. 経済刺激法の内容

上院財政委員会案が可決された後、上院案の規模は一時9,200億ドルにも膨れ上がった。マッコネル共和党院内総務（ケンタッキー州選出）、オバマと大統領の座を争ったマケイン議員（アリゾナ州選出）などが法案そのものに強硬に反対するなかで、民主党のリード院内総務（ネバダ州選出）ではなく超党派グループのネ

ルソン議員（ネブラスカ州選出）の仲介によって、スペクター（ペンシルバニア州選出）、コリンズ（メイン州選出）およびスノー（同）の共和党中道派3議員の協力得られ、ようやく下院法案並みの予算規模で法案がまとまった（NYT 09.2.7）。

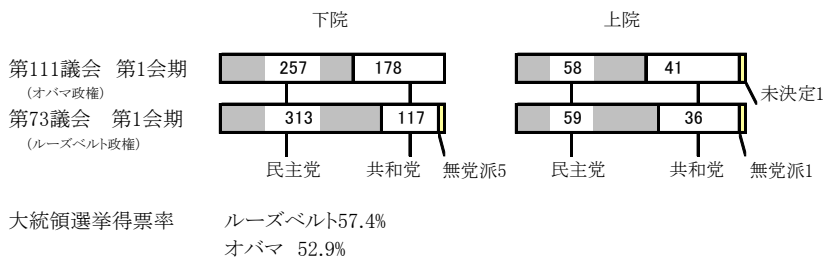
やっとここまで来たのが2月6日（金）だが、これにはオバマ大統領の厳しい発言が大きく影響している。この日の朝、労働省は1月の失業率が前月の7.2%から7.6%に跳ね上がり、非農業有給雇用者の減少幅が前月比59.8万人、景気後退が始まった2007年12月からの累計360万人の雇用減少の半数は11月からの3ヵ月間に集中したと発表した。大統領はこの発表を受けて「何百万人も国民が職に就けないでいるのに、議会が駆け引きにかまけているのは許し難い、無責任極まる」と就任以来はじめて怒気を帯びて発言し、議会に迅速な行動を求めた。

大統領の要請にもかかわらず、保守派の抵抗で調整は7日（土）にも行われ、ようやく10日（火）午後、総額8,380億ドルの上院案が票決に付された。結果は61対37。前述の3

名の共和党中道派が、賛成票を投じた民主党56名¹⁸と無党派2名に加わったことで、フィリバスターを回避し、上院法案は可決された。大統領がスペクター、コリンズ、スノーの3議員に感謝の電話を掛けたのも当然である（NYT09.2.7 *Senators Reach Deal on Stimulus Plan as Jobs Vanish*）。なお、商務長官の指名を一旦受託したものの、12日に翻意して指名を辞退したグレッグ共和党議員は法案に反対している。

上院可決を受けて、早くも翌11日（水）には両院協議会が開かれ、その日のうちに上下法案は総額7,890ドルに一本化された。両院協議会で調整された法案は1日置いて13日（金）、下院は午後の投票（賛成246、反対183）、上院は夜半の投票¹⁹（同60対38）で可決された。上院の賛成票が上院法案採決時の61から60に減ったのは病気加療中のケネディ議員が欠席したためだが、ここでも共和党中道派3名の賛成票が辛くも共和党にフィリバスターの行使を断念させて²⁰、法案成立に重大な貢献を果たしたわけである（投票結果は表1参照）。

図 1 党派別の議会勢力比較



(注)第 73 議会の上院議席数は総数 96 のため、100%に按分して図示した。第 111 議会の民主党 58 には無党派 2 を含む

(出所)議会勢力は <http://www.infoplease.com/ipa/A0774721.html>、オバマ大統領の選挙得票率は正式データが未発表のため http://en.wikipedia.org/wiki/United_States_presidential_election_2008 を使用した。

表 1 各法案の投票結果

投票日	法案	賛成			反対			投票せず			その他		
		民主党	共和党	無党派	民主党	共和党	無党派	民主党	共和党				
1月28日	下院法案	244	244	0	0	188	11	177	0	1	0	1①	0
2月10日	上院法案	61	56	3	2②	37	0	37	0	1	0	1③	0
2月13日	両院協議(下院)	246	245	0	1	183	7	176	0	3	1④	2⑤	1⑦
	会法案(上院)	60	55	3	2②	38	0	38	0	0	1⑥	0	0

(注)投票時点で下院の空席は 2 議席(ニューヨーク州 20 区、イリノイ州 5 区)、上院は 1 議席(ミネソタ州)

- ①Virginia Brown-Waite(フロリダ 5 区)
- ②Bernie Sanders(バーモント州選出)、Joseph I. Lieberman(コネチカット州選出)
- ③Judd Gregg(ニューハンプシャー州) 10 日の時点では商務長官指名を辞退していない。12 日に指名を辞退し、13 日の投票では反対票を投じた。
- ④James Clyburn(サウスカロライナ 6 区)
- ⑤Christopher Lee(ニューヨーク州 26 区)、John Campbell(カリフォルニア州 48 区)
- ⑥Edward M. Kennedy(マサチューセッツ州)
- ⑦Daniel Lipinski(イリノイ州 3 区)は賛否を表明せず‘present’と回答(出所)NYT

両院協議会の最終合意は上記のとおり 7,890 億ドルと報じられているが、13 日の投票対象となった法案の総額は 7,870 億ドルとなった。両院協議の終了から両院での投票まで中 1 日置いたのは法案の修正を終えて議員に法案を配布するまでの時間が必要だったためだが、その間にも細かい修正が行われたから、総額が変わったのもうなずける。両院協議の結果、最終法案は歳出部分 (Part A) 496 ページ、減税部分 (Part B) 577 ページの合計 1,073 ページもある。筆者がインターネットで両院協議後の法案を見てみると、手書きのバツ印や挿入の指示が書き込まれたままである。歳出部分は上下両院の各歳出委員会、減税部分は上院財政委員会と下院歳入委員会の担当だから不寝の作業になったことだろう。

最終的な経済刺激法案の内容と下院、上院の各可決案との比較は表 2 に示した。こうした総合的な比較表はこれ以外に見つけられなかったので、一部を他の報道などで修正して見てみよう。大項目のまとめ方はそれぞれ発表機関によって異なるが、輸送・インフラ投資、科学技術投資

は増額されたが、教育、エネルギー投資は下院民主党案に比べ 2、3 割減、低所得者世帯・州政府支援も削減されている。主要項目別に見ると次のとおりである。

1. 経済刺激法案の総予算額は 8,190 億ドルから 7,870 億ドルに 3.9% 減となったが、今後 1 年半 (2010 年 9 月末まで) の執行割合は下院案の 64% から 74% に引き上げられた (議会予算局見通し)。
2. 総予算額に占める減税分の割合は若干拡大した。勤労者 500 ドル、夫婦 1000 ドルの所得税額控除 (The Make Work Pay 減税) はそれぞれ 400 ドル、800 ドルに下げられたが、所得納税基準未満の低所得者への適用は残った。新車購入者には販売税が控除され、初めての住宅購入者には今年末まで上限 8,000 ドルの税額控除が認められた。民主党からの批判が強い代替ミニマム税 (AMT) の軽減措置も入った。企業には設備投資の加速償却が認められ、最終段階で GM への戻し税 32 億ドルも認められた。

表2 下院法案、上院法案、両院合意法案の比較

単位:億ドル

	下院法案	上院法案	両院合意法案
総予算額(財政支出+減税)	8,190	8,380	7,870
財政支出総額	5,367	4,800	5,000
低所得世帯支援	1,242	972	1,057
医療保険支援	0	23	28
失業給付の延長等	360	395	359
COBRA失業者者医療保険補助	303	200	247
フードスタンプ増額等	212	171	199
住宅供給者への税額控除	135	86	120
失業者へのメディケイド支援	86	0	
職業訓練	51	43	51
障害者・高齢者対策	42	0	
州政府支援	1,725	1,348	1,487
メディケイド	870	867	866
財政支援	790	390	536
法執行のための財政支援	40	35	40
輸送・インフラ	806	851	890
国土安全保障	0	47	28
内務省土地改良局	0	14	10
給排水システム	0	14	13
ハイウェイ、橋梁建設	300	270	280
公共旅客輸送整備	120	84	84
グリーン・ウォーター	95	60	60
国防省施設	83	24	23
工兵隊施設	45	46	46
公共の土地、公園	31	34	31
航空	30	13	13
環境浄化	23	76	72
鉄道	11	31	93
退役軍人病院・墓地	10	37	12
教育	685	429	449
幼稚園児から12年生の児童	266	254	252
学校建設・補修	210	0	
高等教育支援	161	139	156
初期ヘッドスタート・プログラム等	470	36	41
エネルギー投資	537	390	414
エネルギー効率化計画	114	58	63
送電網近代化	110	45	110
連邦ビル省エネ化	85	63	87
再生エネルギー融資	80	85	60
住宅断熱化	62	29	50
再生可能エネルギー研究	24	26	25
高性能電池開発	20	20	20
医療	268	192	216
医療記録のIT化	200	192	192
科学技術投資	178	224	215
ブロードバンドの拡充	60	70	72
全米科学財団(NSF)	30	12	30
国立保健研究所(NIH)	20	0	10
エネルギー省	20	0	20
バイオメディカル研究	9	100	100
航空宇宙局(NASA)	6	13	10
国立海洋大気管理局	6	10	8
減税総額	2,823	3,580	2,870
個人	1,846	3,020	2,330
州地方政府	430	143	230
企業	295	191	100
エネルギープロジェクト	200	177	210

(注)各法案は可決後のもの。一部財政支出額と減税額は出所のデータではなく NYT による。

空欄は不詳。COBRA(Consolidated Omnibus Budget Reconciliation Act):失業等による医療保険の喪失を救済し、一定の条件により保険を継続できる制度(1986 年創設)。フードスタンプ:低所得者向けの食料切符。メディケイド:障害者、高齢者向けの公的医療保険。初期ヘッドスタート:低所得層の3-4歳児の就学前支援。

(出所)ProPublica-Journalism in the Public Interest(この機関は景気対策法案の審議状況を詳しくフォローしている。)http://www.propublica.org/special/the-stimulus-deal

3. 道路、橋梁の建設に 280 億ドルが投入され、この半分は 4 ヶ月以内に州政府に配分される。これによる雇用創出は 83.5 万人、さらに 180 億ドルの環境投資で 37.5 万人、エネルギー投資関連で 50 万人分の雇用創出が見込まれている。科学技術関係では、スペクター議員の強い要請で国立保健研究所 (NIH) 予算が大幅増となり、NSF などへの配分も増額となった。
4. 失業者、低所得世帯支援では失業者へのメディケイド支援が落とされたが、医療関係で州政府に多額の支援が実行される。教育では学校の補修予算が落とされたが、高等教育の強化、教員のレイオフ回避、校舎の近代化などのため州政府に多額の支援、ペル奨学金 (低所得層の児童奨学金) の増額などが図られた (上記の内容は NYT09.2.14 A Smaller, Faster, Stimulus Plan, but Still With a Lot of Money, http://projects.nytimes.com/44th_president/stimulus などによる)。
- なお、法案に残されたバイアメリ

カン条項 (下院案 (Sec.1110) は鉄鋼製品、上院案 (Sec.1604) は鉄鋼製品および米国で製造された製品を対象) は「国際合意の履行義務と一致した方法で適用される」と和らげられたと報じられている (朝日新聞 09.2.14 夕刊)²¹。

5. 経済刺激法の経済効果

プリンストン大学のクルーグマン教授は前述した 1 月 8 日のオバマ演説を聞いて、これでは米国における現在の需給ギャップの半分も埋められないと批判しているが (NYT09.1.8)、議会予算局 (CBO) の見方は次のようである。

成立した経済刺激法 (H.R.1) の実施を 2009 年 2 月中旬とすると、財政赤字は 2009 年度 1,849 億ドル増、2010 年度 3,994 億ドル増、2009-19 年度の累計は 7,872 億ドル増となる。実質経済成長率は 2009 年マイナス 2.2% から 2010 年には 1.5% に改善するが、失業率は 8.3% から 9.0% に上昇し、2011-14 年の平均でも 6% を超す水準が続く (表 3、ただしこの経済見通しは成立した法案ではなく、下院に提出さ

れた当初法案に基づいている)。

2008年2月に実施された戻し税を中心とする景気刺激策(総額1,680億ドル)が消費拡大効果につながらなかった前例もあるが、景気対策を実施しなければ景気はさらに悪化する。しかし、財政赤字も確実に増える。CBOのベースライン推計にH.R.1による増分を加えると、2009年度の財政赤字は前年度の4,550億ドル(GDP比3.2%)から1兆3,709億ドル(同9.6%)に急増し、2010年度も1兆1,024億ドル(同7.6%)の超高水準にある。

こうした財政赤字の財源をどこが

担うのか、国債発行残高の半分を外国が所有し、外国所有国債の4割を握る中国と日本(表4)はどう対応するだろうか。財政赤字の急増は国債の需給や為替レートへの影響だけではなく、途上国の資金需要をクラウドアウトする可能も指摘される(NYT09.1.30 Global Worries Over U.S. Stimulus Spending)。

景気対策の規模に対する懸念も大きいが、伊東光晴京大名誉教授は「サムエルソンやクルーグマンが言うようにしゃにむに政府需要を増やしたら、経済はゆがんでしまう」と語っている(朝日新聞09.1.11)²²。

表3 成立したH.R.1による財政収支とマクロ経済への影響

		単位	2009	2010	2011-14	2015-19	2009-19
1	歳出増	10	120.1	219.3	230.5	5.2	575.3
2	歳入減	億	64.8	180.1	-10.0	-23.1	211.8
3	財政赤字増	ドル	184.9	399.4	220.5	-17.9	787.2
4	名目GDP成長率	%	-0.4	2.5	5.7	4.3	
5	実質GDP成長率	%	-2.2	1.5	4.0	2.4	
6	消費者物価上昇率	%	0.1	1.7	2.1	2.2	
7	失業率	%	8.3	9	6.4	4.8	
8	国債3ヵ月物利回	%	0.2	0.6	3.8	4.7	
9	国債10年物利回	%	3.0	3.2	4.8	5.4	

(注)1-3欄は会計年度、各年度および各期間の累計額。4-6欄は前年比、7-9欄は年平均。

4-9欄の2011-14、2015-19は各期間の年率平均。

(出所)1-3欄はCBO局長が下院歳出委員長宛に2月13日付で提出した報告。4-9欄はCBO, The State of the Economy and Issues in Developing an Effective Policy Response, Jan.27, 2009.この報告は下院に提出された当初のH.R.1に基づいて作成されている。

表 4 米財務省証券の外国国別保有状況

%: 総計に占める各国・地域のシェア

	中国		日本		英国		カリブ諸国		総計	
	億ドル	%	億ドル	%	億ドル	%	億ドル	%	億ドル	%
2004年1月	1,566	9.9	5,838	37.0	937	5.9	552	3.5	15,765	100.0
2005年1月	2,235	11.7	6,793	35.6	1,011	5.3	942	4.9	19,091	100.0
2008年1月	4,926	20.5	5,869	24.4	1,619	6.7	1,081	4.5	24,038	100.0
8月	5,424	19.8	5,826	21.3	3,065	11.2	1,487	5.4	27,348	100.0
9月	5,870	20.5	5,732	20.0	3,383	11.8	1,853	6.5	28,607	100.0
10月	6,529	21.5	5,855	19.2	3,602	11.8	2,195	7.2	30,427	100.0
11月	6,819	22.1	5,771	18.7	3,600	11.7	2,208	7.2	30,859	100.0

(注) 各月末時点。中国の保有額が日本のそれを超えたのは2008年9月。

(出所) 米財務省、Major Foreign Holders of Treasury Securities

<http://www.treas.gov/tic/mfh.txt>

6. 金融制度安定化・規制強化

一方、バーナンキ FRB 議長は1月13日に行ったロンドンの講演で「財政出動によって景気回復を持続的に進めていくには、金融システムの安定化とその強化を平行して進めていかなければならない」と述べている (NYT09.1.14)。

すでに FRB の金融緩和策はギリギリのところまで進んでいるから、残る金融制度の安定化と規制強化は政府と議会の仕事である。

2009年に入ってシティとバンクメの赤字拡大で政府の追加支援が行われ、ようやく1月15日、上院は総

額 7,000 億ドルの不良債権救済計画 (TARP, Troubled Assets Relief Program) の残り半分の使用を 52 対 42 で可決した (この時点で未使用の残額は 3,202 億ドル²³)。すでにオバマ次期大統領は就任前の1月12日、ブッシュ大統領に対して TARP の残る半分の使用を議会に認めるよう要請したが、その後サマーズ次期 NEC 議長は3回も議会に足を運び、手紙を2回も出して議会を説得した (NYT09.1.16 Senate Releases Second Portion of Bailout Fund)。これによって1月26日から TARP 資金の使用を再開できるようになった。

しかし、これをどのように実行す

るかは決っていない。昨秋ポールソン前財務長官が TARP を銀行の不良債権買取りから資本注入に変更したのは、国民の負担を少なくするため債権をできるだけ安く買取ろうとする財務省とできるだけ高く売りたい金融機関側とを調整できなかつたからだが、資本注入にも問題は多く、その効果に議会からも強い疑問が出されている。スティグリッツ・コロンビア大学教授が指摘しているように、驚くべきことに厳格な制限を設けずに資本注入した結果、注入された資金は金融機関経営者の巨額ボーナスや自家用ジェット、株主への配当に回され、本来の目的である貸出しに資金が回るのは最後となる²⁴。これでは問題は何も解決しない。

オバマ大統領は1月29日、政府支援を受けている銀行経営者らが高額報酬を得ていることを「恥ずべきだ」と激しい口調で非難し、2月4日経営者の年報の上限を50万ドルに制限する方針を発表した。この方針は先の上院承認公聴会でガイトナー財務長官がケリー上院議員の質問に文書で回答していることだが、前述の経済刺激法案のなかに、TARP 資金

をすでに受け入れている、また今後受け入れる金融機関の幹部の報酬を制限する条項が盛り込まれ (NYT 09.2.14)、制定された。

今後、TARP 資金以外で金融システムの安定化を進める方法には、金融機関の不良資産を政府が議決権付株式と交換する方法、金融機関が保有する不良資産をまとめて引き受ける不良資産の受け皿銀行 (“bad banks”) の設立という方法がある。これはバーナンキ議長が上述のロンドン講演でオバマ政権移行チームが検討している案として紹介したもののだが (NYT09.1.18)、ショーエンバーム国際基督教大学教授は、前者は金融機関の国有化に繋がるため、結局後者の方法が採用される可能性が高いのではないかと述べるとともに、システム安定化のためにはさらに4兆ドル程度が必要だとしている²⁵。

ガイトナー財務長官の包括的金融安定化策は経済刺激法案の審議が大詰めを迎えているため、当初月曜日の予定が変更され翌10日(火)に発表された。バッド・バンクに相当する官民投資基金の設立、資本注入のための負荷テスト (stress test) の実

施、消費者・企業への貸出し促進、住宅の差押防止など、総額 2.5 兆ドルの規模となっているが、具体性に乏しいと批判され、株価は大幅に下落した。

金融規制の強化については、新政権内でさまざまな検討が進んでいる。昨年 10 月 3 日に制定された緊急経済安定化法 (EESA) は、4 月 30 日までに政府が議会に規制案を提出するよう求めているが、政府は大統領が 4 月 2 日ロンドンで開催される G20 会合に出発する前に提出する方針だと報じられている。

政府内で検討されている案には、現在野放し状態のヘッジファンドを証券取引委員会 (SEC) の管理下に置く、州政府の管理下に置かれているモーゲージ・ブローカーに連邦規制をかける、今年の金融危機の火元になった債務破綻補填証券 (CDS) といったデリバティブ取引は何らかの中央決済機関を通して行う、格付け機関に対する規制を強化する、FRB 内などに新たな包括的な規制機関やシステミックリスクを監視する機関を新設する、などがある (NYT09.1.25, 2.2, 2.5)。いずれにし

ても、デリバティブの規制などに反対していたブッシュ政権とは異なり、立法措置および連邦規則によって金融システム再建のため大胆な制度変更が行われることになろう。

7. 医療保険改革

クルーグマン教授はほぼ毎週 NYT のコラムでオバマ政権を叱咤激励し続けているが、「大統領就任演説を聞いて期待がしぼんだ。金融危機の責任追及が手ぬるいし、国民皆保険制度や無保険者問題にも言及していない」と批判している (NYT09.1.23)。これを読んで、では 1933 年の FDR 就任演説はどうだったのだろうかと思ってインターネットから取り出して読んでみた。

だが、「恐れるべきことは恐れそれ自体である」(the only thing we have to fear is fear itself) という有名な言葉のほか、雇用の拡大、国際経済の再調整などについて言及されているが、オバマ演説のように包括的に政策課題は述べられてはいない。就任翌日から始めた銀行改革などニューディール政策には言及もなく、「ニュー

ーディール」という言葉すらない。

オバマ政権発足後、医療改革では景気対策に盛り込まれた問題を別にすると、州政府が運営し、連邦政府が補助している低所得層向けの公的児童医療保険（SCHIP, State Children's Health Insurance Program）で大きな前進があった。

1月中旬下院で可決され（賛成 289、反対 139）、同 29 日上院を通過した（同 66、32）法案（H.R.2）は、2月4日オバマ大統領が署名した。ブッシュ大統領が拒否権を2回発動して実現を阻止した法律である。これによって新たに410万人の無保険児童が保険の対象に加えられた。現行法では、SCHIPは合法移民だが市民権を取得していない者には入国後5年間適用されなかったが、この制限も廃止された。連邦政府の負担は4年半で328億ドルだが、これはタバコ増税で相殺される。

しかし、国民皆保険制度については、新政権から具体的な方針はいまのところ何も聞こえてこない。景気対策と金融問題が一段落してから本格的な取組みが始まるのかもしれない。クルーグマン教授は、国民皆保

険制度ではクリントン政権の失敗を繰り返してはならないと主張する。作業が遅れて法案を出した頃には景気が回復し、緊急性が薄れてしまったことが失敗の原因だと書いている（NYT09.1.30）。

この問題に関連してオバマ政権の体制について触れておきたい。ジェトロ・ニューヨーク・センター調査企画部の佐藤紘彰氏はこう指摘している。「ホワイトハウスと閣僚との関係は直結しているようではありながら、現実には微妙である。（中略）オバマ新政権ではホワイトハウスで閣僚を総括する新たな役職をいくつか新たに創設したため、閣僚との関係が混乱するのではないかとの懸念もでている」（American New Policy No.5598、2009.1.20、ジェトロ発行）

従来の国家安全保障担当補佐官（国務長官と国防長官との調整役）および国家経済会議議長（財務長官など経済関係長官との調整役）に加えて、オバマ政権では3人の調整役がホワイトハウスに置かれている。これらは、①エネルギー・環境・地球温暖化問題担当調整役（クリントン政権のEPA長官であったCarol M.

Browner)、②教育長官と住宅都市開発長官とにかかわる都市政策担当調整役(ニューヨーク市ブルックス区長の Adolfo Carrion, Jr.)、および③医療改革担当調整役(クリントン政権のホワイトハウスで医療政策を担当したテキサス大学公共政策教授 Jean Lambrew) である。

Lambrew は厚生長官に指名されたダシュル元民主党院内総務のもとで働いた経験があり、医療保険問題に精通したダシュルとともに改革の中心を担うことになっていただけに、ダシュルの指名辞退で医療改革にも影響が出てこよう。

さらに、新設した経済諮問会議のボルカー議長と毎日大統領に経済ブリーフィングを行い、経済政策全般の立案に大きな影響力を行使しているサマーズ国家経済会議議長との間に、すでに確執が生まれているという(電子版ウォールストリート・ジャーナル <http://online.wsj.com/article/SB123396756857259093.html>)。

おわりに

オバマ政権はこれまでの各政権に

比べて閣僚の人選を迅速に進め、12月19日、ヒルダ・ソリス労働長官とロン・カーク通商代表の指名で閣僚15名および閣僚級4名全員の指名を終えた。しかし、ダシュル(厚生長官)やグレッグ(商務長官)の予想外の指名辞退で閣僚に穴が開いた。閣僚などのほか、オバマ大統領と政権移行チームが決める人事は約3,000人あると言われるから²⁶、政権の陣容が完成するまでにはまだまだ時間がかかる。

各政権が最初に提案した政策が法律として制定されるまでの期間を見ると、ブッシュ前大統領が2001年経済成長減税法案に署名したのは6月7日、クリントン大統領が1993年の就任早々に提案した新経済政策に署名したのは8月10日、史上最大の減税法案にレーガン大統領が署名したのは8月13日であった。

オバマ政権は、法案提出から僅か3週間で米国史上最大の景気対策と経済基盤を再強化する法律を制定した。これはFDRの実績には及ばないものの、近年に例のない成果である。しかし、議会の大統領に対する対応はFDR時代とは180度異なり、オバ

マ大統領の超党派主義はもろくも崩れ去った。歴代政権でこれほど議員経験者が多い政権は見当たらないにもかかわらずである。オバマ大統領は経済刺激法案審議の最終段階で、失業率の高いインディアナ州エルクハート（2月9日）、フロリダ州フォートマイヤーズ（同10日）、さらにイリノイ州イースト・ピオリア（同13日）に出かけ、各地で法案成立の重要性を訴え、草の根から共和党に圧力をかけた。2月17日、経済刺激法案に署名したのも遊説先のコロラド州デンバーであった。選挙戦さながらのこうした政治スタイルは超党派主義からの方向転換となるのかもしれない。

〔注〕

1 “I do solemnly swear (or affirm) that I will faithfully execute the office of President of the United States, and will, to the best of my ability, preserve, protect, and defend the Constitution of the United States.” 第1行目の swear は affirm と言い換えてもよいがほとんどの大統領は swear と言っている。なお、宣誓は翌21日夕刻ホワイトハウスでやり直さ

れた。事の次第は

[http://thecaucus.blogs.nytimes.com/2009/01/20、～.com/2009/01/21](http://thecaucus.blogs.nytimes.com/2009/01/20/~.com/2009/01/21) に詳しく書かれている。

- 2 あまりに鮮やかにホワイトハウスのホームページが変わってしまったため、筆者がブッシュ時代の資料はどこにあるのか米国大使館レファレンス資料室に問い合わせたところ、<http://www.georgewbushlibrary.com/administration/archives> に、大統領の演説や声明の記録は、政府印刷局の次のサイトから入手ができるとのことであった。<http://http://www.access.gpo.gov/nara/pdb/rowse.html>
- 3 1984年にメキシコ・シティで開催された国連人口会議に対して、レーガン政権が中絶を推進する NGO に政府資金の提供を行わない政策を採用したことから Mexico City Policy と呼ばれる。この政策はクリントン政権で撤回され、ブッシュ政権で再び復活した。オバマ大統領は1月24日付の声明で「この政策によって過去8年間、途上国における安全で効果的な家族計画を促進する努力が損なわれた」と述べている。
- 4 1月26日付の Presidential Memorandum によるとカリフォルニア州の要請を拒

否する EPA 決定は 2008 年 3 月 6 日付の Federal Register に掲載された。なお、同州の排気ガスは連邦基準より 4 年早い 2016 年に現行のほぼ 3 分の 1 に削減される (NYT 09.1.27)。

- 5 ニューヨーク、ニュージャージー、マサチューセッツ、ワシントンなど 13 州がすでにカリフォルニア州と同じ基準を定めており、他に 3 州が同様の基準を導入の予定である (NYT 09.1.27)。
- 6 <http://blog.usatoday.com/oped/2009/01/time-to-put-mid.html>
- 7 FDR の第 1 期では大統領の就任は 3 月 4 日、議会の開会は 12 月第 1 月曜日であった (憲法第 1 条第 4 節第 2 項)。このため大統領宣言によって大統領が議会を召集 (同第 2 条第 3 節) しない限り、大統領が就任してから議会が開かれるまで 9 ヶ月もかかる。大統領の就任が 1 月 20 日正午、議会の開会が 1 月 3 日正午に変更されたのは 1933 年に確定し、1934 年 1 月に発効した憲法修正第 20 条による。
- 8 “How F.D.R. Made the Presidency Matter” (<http://100days.blogs.nytimes.com/tag/new-deal>)
- 9 この後ニューディール第 2 期として雇用促進局 (WPA)、ワグナー法、全国

青年局 (NYA) などが 1935 年にできた。

なお、本項の記述は上記注 8 の記事およびジェームズ・S・オルソン、スーザン・ラダヴァー・モーガン著、土屋慶之助・小林健一・須藤功監訳『アメリカ経済経営史事典』創風社 (2008 年) によるところが大きい。

- 10 ミネソタ州の問題のほかに、上院議員の欠員補充問題も議論を呼んでいる。今回は、イリノイ州選出のオバマ上院議員が大統領に就任したほか、2 人の現職上院議員が閣僚に就任し (ニューヨーク州選出のヒラリー・クリントン上院議員: 国務長官、コロラド州選出のサラザール上院議員: 内務長官)、さらに 2 月 3 日オバマ大統領がニューハンプシャー選出のグレッグ上院議員を商務長官に指名した (ただし 2 月 12 日指名を辞退)。サラザール以外はいずれも州知事による後任上院議員の指名を巡ってゴタゴタが続いた。こうした状況を憂慮したウイスクンシン州選出のファインゴールド上院議員は欠員となった上院議席は、州知事による指名ではなく、一般投票で決めるべきだとする憲法修正決議案を提出し、マケイン上院議員も共同提案者となっている。

- NYT は社説でこの決議案の支持を表明した (NYT 09.2.4)。
- 11 7月13日は筆者が下院の暦から算出したもので、議会が算定した正式なものではない。
 - 12 ガイトナー財務長官の誕生日は1961年8月18日、オバマ大統領のそれは同年8月4日。両者は政権内で最も年齢が近い。
 - 13 http://www.forbes.com/2008/11/26/volcker-economic-recovery-biz-belway-cx_1126obamatranscript.html
 - 14 オバマ大統領が経済諮問会議の発足をボルカー議長およびメンバーを伴って正式に発表したのは2月6日。メンバーは15人で任期は2年(NYT09.2.7)。昨年11月26日の大統領発表からここまで正式発表が遅れたのは、サマーズ NEC 議長が邪魔をしたからだと報じられている。
<http://www.bloomberg.com/apps/>
 - 15 バーンスタインはコロンビア大学哲学修士、社会福祉博士号を持ち、1992年から労働関係のシンクタンク Economic Policy Institute に勤務。労働省のチーフエコノミストを経て EPI の生活水準プログラム部長、シニアエコノミスト。2008年12月バイデン次期副大統領の経済顧問に就任し、EPI を辞任した。中産階級問題、所得格差、雇用問題に関心が深く、NAFTA などの自由貿易協定の批判家としても有名 (<http://www.epi.org>, <http://en.wikipedia.org> による)。
 - 16 <http://www.whitehouse.gov/agenda/economy/>
 - 17 クリスマスツリーの飾りのように法案に無関係なさまざまな条項が便乗的に付加されること。景気対策法案に盛り込まれたバイアメリカン条項はまさにクリスマスツリー化の代表例である。
 - 18 民主党のケネディ上院議員は1月20日大統領就任式後行われた昼食会で倒れ、そのまま療養した(病名は脳腫瘍)。その後、上院の票決が2月6日にも行われるとみられたことから、療養先のフロリダに政府専用機を送り、ワシントンに移された。10日の票決にはケネディ議員は賛成票を投じている。ここまでケネディの投票に拘ったのは、民主党が共和党によるフィリバスターを恐れたからであった (NYT 09.2.7, 2.10 By Slim Margin, Senate Advances Stimulus Bill)。
 - 19 投票は午後5時半に開始されたが、民主党のバイ議員が投票した7時過ぎの

- 時点で賛成 59 対反対 38。ケネディ議員が欠席しているため、残りは母親が死亡し地元に戻っていたオハイオ州選出民主党のブラウン議員の票。結局、同議員がワシントンに戻って投票するのを待つことになった。このため投票がすべて終わったのが午後 10 時 47 分 (NYT09.2.12、14)。まさに法案の成否をかけた綱渡りのな票決であった。
- 20 上院のフィリバスター（議事妨害）を阻止するにはクローチャーと呼ばれる討論終結動議を成立させなければならないが、これには全上院議員の 5 分の 3（60 名）の賛成を得なければならない。賛成 60 票はクローチャーを成立させる下限である。
- 21 バイアメリカン条項が緩和されたと報じられていることに関して、本稿作成時点では NYT などの現地報道を確認できていない。
- 22 伊東光晴は「景気を回復させるためには民間投資が誘発されなければならない」と述べ（朝日新聞 09.1.11）、「公共投資による有効需要政策は効果を持たない」、「金融政策はインフレ対策としては有効であるが、デフレ対策としては効果がない。こうした金融政策の非対称性は（中略）ケインズなどの共通認識である」と書いている（『世界』2008 年 12 月号、81 頁）。
- 23 使用済み分の内訳（単位：億ドル）は金融機関に割当済み分が 1,453、Citi Group 500、Bank of America 450、AIG 400、ペンディング 547、決定済みだが未実行分 200、GMAC を含む自動車企業 248 の合計 3,798。従って未使用分は 3,202 となる (NYT 09.1.18)。
- 24 Joseph E. Stiglitz, Commentary: How to rescue the bank bailout.
<http://edition.cnn.com/2009/POLITICS/01/26/stiglitz.finance.crisis/>
- 25 2009 年 2 月 3 日に行われた公正貿易センター主催講演会での発言。なお、オバマ大統領は 2 月 2 日放映の NBC テレビ・インタビューでバッド・バンクを設置するかどうかとの質問に明言を避けている (NYT09.2.2)。
- 26 Transition: Forming the next government.
Washington.gov-Telling America's Story
<http://www.america.gov/>

【付記】

本論のテーマは紙媒体の情報ではカバーしきれないため、インターネットで入手した情報が重要な参考資料となった。とりわけ有益であったのが電子版ニューヨー

ク・タイムズで、ここにはブログなども含め関連する情報が実に豊富に盛り込まれている。単に記事が豊富というだけでなく、図表や写真、音声付きの動画、音声のみの解説、他紙や雑誌の記事なども掲載されている。丹念に探していくと思わぬ発見があった。本文の表2もここから見つけたものである。こうした電子媒体の新聞を見ると、紙面だけに限られた紙媒体の新聞の限界を思い知らされる。なお、ワシントン・ポストの Dan Froomkin のコラム White House Watch も情報の入り口として役に立った。

〔追記〕

本文執筆後、米国大使館レファレンス資料室から経済刺激法案全文の完成版を入手できた。これによると次のとおり。

1. バイアメリカン条項は経済刺激法 Division A, Title XVI の第 1605 条に規定されている。適用の緩和が図られたといわれる根拠は同条 (d) 項にある。同項の記述は次のとおり(注 21 参照)。

This section shall be applied in a manner consistent with United States obligations under international agreements.

2. 金融機関幹部に対する報酬制限条項は、同法 Division B, Title VII Limits on Executive Compensation に詳細に規定されている。

なお、経済刺激法の全文は下記の URL から入手できる

<http://japan.usembassy.gov/j/irc/ircj-select-econ.html#02-19-09>

<http://www.recovery.gov>